

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス及び障害児通
所支援の例外的な報酬算定の取扱いについて（第 3 版）**

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り御礼申し上げます。

札幌市における例外的な報酬算定にあたっては、学校の臨時休業中の障害児通所支援に限り事前相談を不要としておりましたが、このたび、迅速な支援提供をさらに推進するため、サービス種別や期間にかかわらず、一律に事前相談を不要とする取扱いに変更いたしました。また、支援記録や実績記録票の作成方法等についても整理いたしましたので、下記のとおり通知いたします。

なお、これに伴い、従来の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス及び障害児通所支援の例外的な報酬算定の取扱いについて」（第 2 版及び特例一第 2 版）（令和 2 年 3 月札障第 5727 号及び令和 2 年 4 月札障第 178 号）は廃止いたしますので、今後の札幌市における例外的な報酬算定は、本通知に基づき取扱いをいただきますよう、お願いいたします。

記

1 例外的な報酬算定の基本的な考え方と留意事項

(1) 基本的な考え方

例外的な報酬算定は、新型コロナウイルス感染症を理由として、感染防止対策を徹底してもなお通常の支援がやむを得ずできない利用者に対して、居宅訪問や電話等の手段により必要な支援（以下「例外的な支援」という。）をできる限り行ったことを評価するもの。

(2) 留意事項

例えば、利用者の希望がない状況で一方向的に電話がけを行い、例月よりも算定日数を増やすことや、利用者への説明や同意が不十分なまま請求を行うなどの不適切な報酬算定はできない。また、請求後であっても、不適切な報酬算定が認められた場合は、返還請求や行政処分（指定の取消等）

の対象となるため、十分に留意すること。

2 例外的な支援の適用期間

例外的な支援を認める期間は、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの当面の間とする。なお、例外的な支援の取扱いを終了する場合は、別途通知する。

ただし、例外的な支援は、感染拡大防止のための臨時的な取扱いであることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態措置の動向や、札幌市内の感染者の発生状況等も踏まえ、事業所等における感染防止対策を徹底したうえ、可能な限り、通常の支援を再開するよう努めること。

3 例外的な支援の提供による報酬算定の要件

下記の(1)～(4)の要件を全て満たす場合は、報酬（体制加算等を含む）を算定することが可能。

- (1) 新型コロナウイルス感染症を理由として、感染防止対策を徹底してもなお通常の支援がやむを得ずできない理由があること。具体的には、事業所が休業している場合や、感染予防のために利用者が通所を自主的に控える場合等で、事業所における支援が困難と認められる場合などが該当する。
- (2) 利用者が例外的な支援を希望し、事前に事業所が利用者に対してサービス内容を説明し、サービス提供と利用者負担について同意していること。
- (3) 本来、サービス提供が予定されている日であること。
- (4) 例外的な支援として、事業所ができる限りの具体的内容を伴う支援を行うこと。

なお、例外的な支援の具体例は下記のとおりであり、支援時間の長短は問わないが、いずれにせよ、各利用者の障がい状況や生活状況によって必要な支援は異なるものであるため、各事業所において、利用者の支援ニーズのアセスメントを確実にを行い、どのような支援が利用者にとって必要なのか、しっかりと検討のうえ、例外的な支援を提供すること。

【例外的な支援の対象となる例】

- 職員が利用者の居宅等への訪問により、普段事業所で行っている支援として、療育や訓練、必要な介護などのサービス提供を行う。
- 電話により、長時間在宅で過ごしていることによる必要な健康管理や日常生活に関する相談支援など、利用者にとって必要と認められる支援を行う。

【例外的な支援の対象とならない例】

- 事業所の都合による単なる連絡事項の伝達のための電話や、必須とは言えない状況確認や安否確認をメールの一斉送信で行うなど、具体的支援を伴わないもの。

4 例外的な報酬算定を行う場合に必要な対応

本通知日より、下記に示す所定の様式にて記録及び報告を行うこと。

(1) 利用者（児童の場合は保護者）の同意

ア 当該支援について、札幌市に給付費の請求を行うことや利用者負担が発生することを説明する。また、支援の提供と内容について、書面で同意を得ること。

イ 実績記録票に、例外的な支援による支援時間等を記入し、通常どおり、利用者の押印を得ること。また、備考欄には、必ず「例外的な報酬算定」と記載すること。

(2) 支援記録

ア 例外的な支援を行った場合は、「例外的な報酬算定に係る支援記録」（別添1）により支援記録を都度作成する。なお、別添1の支援記録の使用に支障がある場合は、例外的な支援によるサービス提供であることを明確にした上、同様の内容を含む形で、各事業所の様式により支援記録を作成することも可能とする。

イ 支援記録の保存期間は、通常の支援記録と同様に、サービス提供日から5年間とする。

ウ 支援記録は、実際に適切な支援が行われていることの確認として、提出依頼を随時行う場合があるため、札幌市から提出依頼があった場合は直ちに提出すること。

(3) 実施報告

例外的な報酬算定に係る障がい福祉課への事前相談は不要とする。

ただし、例外的な報酬算定を実施した場合は、対象者や支援日を「例外的な報酬算定対象者一覧表」（別添2）にまとめ、支援を行った月の翌月15日までに、障がい福祉課へ電子メールで送付すること。

なお、対象者一覧表は、今後、札幌市が実地指導や監査を行う際の参考とし、実地指導や監査において、上記(1)～(3)の対応がされていない場合や、記録内容が不十分であることが確認された場合は、返還請求や行政処分（指定の取消等）の対象となる可能性があるため、十分に留意すること。

5 グループホーム及び障害者支援施設に係る例外的な報酬算定

グループホーム及び障害者支援施設（施設入所支援）の利用者が、感染予防の観点から、自宅に戻って生活する場合において、職員が自宅への訪問や電話等によりできる限りの支援を行ったと市町村が認める場合も報酬の対象とされている（「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」（令和2年5月18日厚生労働省事務連絡））が、これについても、上記の例外的な支援に係る取扱いと同様とする。

6 就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援

就労移行支援及び就労継続支援の利用者に対して、在宅支援を行う場合は、上記の例外的な支援に係る取扱いではなく、「新型コロナウイルス感染症に伴う就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて（通知）」（令和2年5月22日付札障第853号。別添3）を参照すること。

7 留意事項

- (1) 本取扱いの対象者は、札幌市で支給決定を受けている利用者に限る。
- (2) 例外的な報酬算定に係る報酬も一日単位で算定されることから、同一日に複数事業所で報酬算定することはできない。
- (3) 例外的な支援は、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的な取扱いであるため、利用者に対しては、通所等による事業所における支援が円滑に再開できるような利用者への支援も併せて行うこと。

8 添付資料

- (1) 例外的な報酬算定に係る支援記録 別添1
- (2) 例外的な報酬算定対象者一覧表 別添2
- (3) 新型コロナウイルス感染症に伴う就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて
（令和2年（2020年）5月22日付札障第853号） 別添3

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課 給付管理係・指導担当係
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp